

オーストリアにおける情報公開に関する憲法改正及び 情報自由法の制定

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 山岡 規雄

目 次

はじめに

I 情報公開に関する過去の連邦憲法の改正及び法律の制定

II 2024 年の連邦憲法の改正及び情報自由法の内容

1 連邦憲法の改正

2 欧州人権条約との関係における今回の連邦憲法の改正の意義

3 情報自由法の内容

おわりに

翻訳：連邦憲法を改正し、情報自由法を制定する連邦法律

キーワード：情報アクセス権、守秘義務、情報登録簿

要 旨

2024年2月、オーストリアにおいて、情報公開に関する憲法改正が行われた。従来、公的機関等に対して課していた「公務上の守秘義務」の削除、公的機関等が保有する一般的な利益を有する情報の公開義務、公的機関等が保有する情報にアクセスする権利（情報アクセス権）の保障がその主な内容であった。情報アクセス権が全ての人に保障され、一定の要件を満たす財団、企業等に対してもこの権利を行使することができることになるなど、情報公開に関する従来の制度を大きく変革するものとの評価もある。

この連邦憲法の改正を受けて、情報自由法が新規に制定された。同法は、公的機関等が保有する一般的な利益を有する情報の公開手続（情報登録簿を通じたインターネット上での公開等）や公的機関等に対する情報提供の要求手続、情報提供の要求が許可されなかった場合の不服申立ての手続等について定めている。

はじめに

2024年2月、オーストリアにおいて、情報公開に関する憲法改正及び法律の制定が行われた。その主な内容は、従来、公的機関等に対して課していた「公務上の守秘義務（Amtsverschwiegenheit）」を廃止し、これらの機関等に対し、①その保有する情報にアクセスする権利（以下「情報アクセス権」）を全ての人に対して保障し、②外部からの情報提供の要求がない場合であっても、その保有する情報のうち一般的な利益を有するものを公開する義務（以下「積極的な情報提供義務」⁽¹⁾）を負わせるものであった。この改正案の法案説明書では、「パラダイム転換（Paradigmenwechsel）」をもたらす改革、すなわち、秘密と公開の関係を逆転させ、国家活動の透明性（公開）を原則とし、秘密保持を例外とする改革と評価されている⁽²⁾。

本稿では、オーストリアにおける情報公開に関する法制度の歴史的経緯を概観した後（Ⅰ）、連邦憲法⁽³⁾を改正し、情報自由法を制定した2024年の法律⁽⁴⁾（以下「2024年法」）の規定に基づき新たに導入された制度の概要を解説する（Ⅱ）。末尾に2024年法の翻訳を掲載する。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年8月1日である。

(1) 今回の連邦憲法改正等に関する各種説明資料では、「プロアクティブな（proaktiv）情報提供義務」と説明されている。今回新規に制定された情報自由法の第4条の見出しも「プロアクティブな情報提供義務」である。「proaktiv」とは、「差別化された事前の計画と目的を絞った行動により事象の展開を決定付け、ある状況を導き出す」という意味を持つ形容詞である。„proaktiv.“ Duden website <<https://www.duden.de/rechtschreibung/proaktiv>> したがって、厳密に言うと、通常「積極的な」と訳される「aktiv」と意味が異なるが、「プロアクティブ」に対応する適切な訳語が見当たらないため、以下の説明では情報提供の要求を待たずに自ら情報を公開するという意味で「積極的な情報提供義務」として説明することとする。

(2) 2420 der Beilagen zu den Stenographischen Protokollen des Nationalrates XXVII. GP: Bericht des Verfassungsausschusses, S.1.

(3) Bundes-Verfassungsgesetz, BGBl. Nr. 1/1930

(4) Bundesgesetz, mit dem das Bundes-Verfassungsgesetz geändert und ein Informationsfreiheitsgesetz erlassen wird, BGBl. Nr. 5/2024

I 情報公開に関する過去の連邦憲法の改正及び法律の制定

オーストリアにおいては、医師会（Ärztchamber）の機関及び職員に対し職務上知り得た事実に関する広範な守秘義務を課している旧医師法⁽⁵⁾第38条の規定⁽⁶⁾が欧州人権条約⁽⁷⁾第10条（自由に意見を表明する権利のほか、情報等を公的機関の干渉なく受け取る権利を保障している。）に違反すると判示した1970年の憲法裁判所の判決⁽⁸⁾が、情報アクセス権に関する法整備を促したとされる⁽⁹⁾。1973年に制定された1973年連邦省法⁽¹⁰⁾は、その第3条第5号において、連邦省は、その活動分野において、「公務上の守秘義務」に反しない限り、情報提供を行わなければならないと規定した。1987年には連邦憲法の改正があり、連邦、州及び自治体の行政を委託された機関並びにその他の公法上の団体に対し、「公務上の守秘義務」に反しない限り、情報提供を行う義務を課す規定が追加され（第20条第4項）⁽¹¹⁾、この義務について具体的に定める連邦法律が2本制定された（情報提供義務法及び情報提供義務原則法）⁽¹²⁾。

後に2期（2017年12月～2019年5月、2020年1月～2021年10月）にわたって連邦首相を務めることになるクルツ（Sebastian Kurz）氏（中道右派政党とされる国民党に所属）は、2013年、ファイマン（Werner Faymann）政権の連邦内務省政務次官としての記者会見において、「公務上の守秘義務」の廃止に賛意を示し、情報公開の推進に積極的な姿勢を示した⁽¹³⁾。2014年には、連邦省により、情報公開に関する連邦憲法の改正原案⁽¹⁴⁾が作成され、これとほぼ同内容の連邦憲法の改正案⁽¹⁵⁾（以下「2014年案」）が連邦政府により国民議会（下院）に提出されたが、審議未了で廃案となった。

2020年1月に成立した第2次クルツ政権⁽¹⁶⁾は、その政権プログラムにおいて、①連邦憲法第20条第4項を削除し、「公務上の守秘義務」を廃止すること、②積極的な情報公開義務（Pflicht

(5) Ärztesgesetz, BGBl. Nr. 92/1949

(6) この規定は、1964年の改正（BGBl. Nr. 50/1964）で挿入された。

(7) Europäische Menschenrechtskonvention, BGBl. Nr. 210/1958. オーストリアの憲法は、中核となる連邦憲法のほか、憲法律（Verfassungsgesetz）と称される憲法と同位の複数の成文法、通常法律中の憲法と同位の規定並びに憲法と同位の条約及び条約中の規定により構成される。欧州人権条約は、こうした憲法を構成する条約の一つである。

(8) VfGH 16.10.1970, G5/70 VfSlg 6288

(9) Georg Miernicki, *IFG - Informationsfreiheitsgesetz: Bundesgesetz über den Zugang zu Informationen: Kommentar*, Wien: NWV, 2024, S.15.

(10) Bundesministeriengesetz 1973, BGBl. Nr. 389/1973

(11) BGBl. Nr. 285/1987

(12) 連邦の機関等について情報提供義務法（Auskunftspflichtgesetz, BGBl. Nr. 287/1987）、州及び自治体の機関について情報提供義務原則法（Auskunftspflicht-Grundsatzgesetz, BGBl. Nr. 286/1987）が制定された。情報提供義務法第5条第2項の規定に基づき、1973年連邦省法第3条第5項の規定は失効した。

(13) „Kurz für Abschaffung des Amtsgeheimnisses“, *Der Standard*, 2013.2.11. <<https://www.derstandard.at/story/1360161333772/kurz-fuer-abschaffung-des-amtsgeheimnisses>>

(14) 19/ME 25. GP. (2014)

(15) RV 395 BlgNr 25. GP (2014)

(16) 2021年10月、背任と収賄の容疑でクルツ首相に対し自宅捜索が行われたことを受け、連立相手の緑の党がクルツ首相の下では連立の継続が困難である旨を通告し、同月9日、クルツ首相は辞職した。同月11日、シャレンベルク（Alexander Schallenberg）首相が後任として任命された。同年12月2日、クルツ氏の政界引退の表明を受け、シャレンベルク首相は辞職した。同月6日、ネーハマー（Karl Nehammer）首相が後任として任命された。「オーストリア共和国」2025.5.28. 外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/austria/data.html>> したがって、クルツ政権が政権プログラムとして掲げた情報公開に関する連邦憲法の改正と情報自由法の制定は、ネーハマー政権の下で実現したことになる。

zur aktiven Informationsveröffentlichung) を憲法レベルで規定すること、③情報アクセス権を保障すること、④国の安全保障、連邦機関の意思決定の準備、自治体への甚大な経済的・財政的損害の回避などの必要がある場合に限り、それに均衡する範囲でのみ秘密保持が認められること等を内容とする、情報の自由⁽¹⁷⁾に関する「コントロールと透明性に関する一括案 (Kontroll- und Transparenzpaket)」を提示した⁽¹⁸⁾。2020年6月には、この一括案をめぐり、憲法裁判所、最高行政裁判所、オーストリア新聞同盟 (VÖZ)、オーストリア自治体連盟の代表者などが参加した第1回の関係者会議が開催され、検討作業が開始された⁽¹⁹⁾。

2021年に、連邦憲法の改正及び情報自由法の制定を内容とする法律の原案(以下「2021年案」)が連邦省により作成され、「鑑定手続 (Begutachtungsverfahren)」と呼ばれる、我が国のパブリック・コメントに相当する手続にかけられた⁽²⁰⁾。その後、2023年に政府提出法案(以下「2023年案」)が作成され、同年10月6日に国民議会に提出された⁽²¹⁾。委員会において2023年案について修正が施された後、2024年1月31日、修正案は、国民議会で、国民党、緑の党(以上、与党)及び社会民主党の賛成により可決された⁽²²⁾。同年2月15日、連邦参議院(上院)がこの国民議会の議決に対し同意し⁽²³⁾、同月26日、2024年法が公布された⁽²⁴⁾。2024年法は、一部の規定を除き、2025年9月1日に施行される。2024年法のうち、情報公開に直接関係のない規定や、施行日を第5条第5項に規定する情報登録簿(後述Ⅱ3(1))の利用が可能となった時点で連動させている規定については、これとは別の施行日が規定されている。

(17) 「情報の自由 (Informationsfreiheit)」とは、情報を伝達し、入手し、受け取る自由などを意味する。情報の伝達など能動的な性格の自由と情報の受領など受動的な性格の自由を区別する場合は、「能動的な情報の自由 (aktive Informationsfreiheit)」と「受動的な情報の自由 (passive Informationsfreiheit)」という用語を使うこともある。Heinz Mayer et al., *Grundriss des österreichischen Bundesverfassungsrechts*, 11. Aufl., Wien: MANZ'sche Verlags- und Universitätsbuchhandlung, 2015, S.777-779.

(18) Bundeskanzleramt, Hrsg., *Aus Verantwortung für Österreich: Regierungsprogramm 2020-2024*, Wien: Bundeskanzleramt, 2020, S.17-18. <https://www.dievolkspartei.at/Download/Regierungsprogramm_2020.pdf>

(19) „Verfassungsministerin Edtstadler: Transparenz in der Verwaltung soll Vertrauen in den Staat stärken,“ 2020.6.4. オーストリア首相府ウェブサイト <<https://www.bundeskanzleramt.gv.at/bundeskanzleramt/nachrichten-der-bundesregierung/2020/verfassungsministerin-edtstadler-transparenz-in-der-verwaltung-soll-vertrauen-in-den-staat-staerken.html>>

(20) オーストリアでは、鑑定手続で寄せられた意見がインターネット上で全て公開されている。毛利透「オーストリア連邦首相府憲法部による政府提出法案の審査」『レファレンス』805号, 2018.2, pp.3-12. <<https://doi.org/10.11501/11045305>> この法律案 (95/ME 27. GP (2021)) については、次のサイトで意見 (Stellungnahmen) を参照することができる。„Bundes-Verfassungsgesetz, Rechnungshofgesetz u.a., Änderung; Informationsfreiheitsgesetz (95/ME).“ オーストリア国会ウェブサイト <<https://www.parlament.gv.at/gegenstand/XXVII/ME/95?selectedStage=101>>

(21) Bundes-Verfassungsgesetz, Änderung; Informationsfreiheitsgesetz (2238 d.B.)

(22) 自由党(「極右政党」と位置付けられることが多い。)及びNEOS(「自由・進歩・公正」を党是とする自由主義政党)は反対した。その反対の理由については、後掲注(34)及び(38)を参照。

(23) オーストリアの国会は、国民議会と連邦参議院によって構成される。国民議会は、国民の直接選挙によって選出される議員によって構成され、連邦参議院は、州議会が選出する議員によって構成される。連邦参議院は、連邦の立法の協力機関と位置付けられており、原則として国民議会が可決した法律案に対し、同意するか、異議を申し立てる権限しか有しない。異議が申し立てられた場合であっても、国民議会が再議決した場合(ただし、この場合、総議員の過半数の出席という定足数の要件が課せられる。)には、法律案は成立する。ただし、州の立法及び執行における権限を制限する憲法改正に関する法律案など一部の法律案の場合には、連邦参議院の同意がなければ成立しない(連邦憲法第15条第6項、第35条第4項、第44条第2項、第50条第1項)。2024年法は、こうした例外的な法律案に該当したため、連邦参議院の同意を得て成立した。

(24) BGBl. Nr. 5/2024, *op.cit.*(4)

Ⅱ 2024 年の連邦憲法の改正及び情報自由法の主な内容

2024 年法は、第 1 条で連邦憲法の改正を規定し、第 2 条で情報自由法を新規に制定するという構成をとっている。つまり、第 2 条は、情報自由法の全 20 か条を内容とする「条 (Artikel)」の入れ子構造になっている。以下、特に法律等の題名を付さずに条名を挙げる場合は、2024 年法ではなく、それぞれ連邦憲法 (Ⅱ 1) 又は情報自由法 (Ⅱ 3) の条名を指すものとする。

1 連邦憲法の改正

(1) 「公務上の守秘義務」の廃止

改正前の連邦憲法第 20 条第 3 項は、「連邦行政、州行政及び自治体行政の任務を委託された全ての機関⁽²⁵⁾並びにその他の公法上の団体の機関は、法律で別に定めない限りにおいて、専らその職務から知り得た事実であって、公共の平穩、秩序及び安全の維持、包括的国防⁽²⁶⁾、外交関係、公法上の団体の経済的な利益、意思決定の準備又は当事者の重大な利益のため、その秘密の保持が必要とされるもの全てについて守秘義務を負う (公務上の守秘義務)。一般的な代表機関⁽²⁷⁾がそのような情報を明示的に要求した場合には、当該代表機関により任命された職員⁽²⁸⁾については、当該代表機関に対する公務上の守秘義務は存しない。」と規定していた。

このように、公的機関等には、同項に規定する一定の事実について、「公務上の守秘義務」が課されていた。2024 年法の制定により、まず守秘義務から規定する従来の条文から、情報公開の義務があるという一般原則をうたい、国の安全保障、公共の安全などの観点から秘密とすることが適当される場合にのみ、情報を非公開とすることができるという形に、言わば原則と例外を転換する条文に改めるとともに、連邦憲法の条文から「公務上の守秘義務」という言葉を削除する改正が行われた。

旧第 20 条第 3 項は、公的機関等の「公務上の守秘義務」について包括的に規定していたが、今回の改正では、公的機関等が情報提供を拒否することができる場合について、一般国民との関係の場合 (第 22a 条第 2 項) と国民議会及び連邦参議院との関係の場合 (第 52 条第 3a 項)

(25) これらの機関は、おおそ連邦、州又は自治体の行政機関に該当する。ただし、オーストリアでは、「行政 (Verwaltung)」は広い意味で理解されており、司法機関の運営 (部会 (Senat) 又は委員会 (Kommission) により処理することが法律で定められている場合を除く。) や国民議会議長による議会事務局の運営も含むものと理解されているため、これらの「行政」を行う範囲では、「連邦行政、州行政及び自治体行政の任務を委託された」「機関」には、司法機関や立法機関も含まれる。Miernicki, *op.cit.*(9), S.28.

(26) 「包括的国防 (umfassende Landesverteidigung)」とは、連邦憲法第 9a 条に規定する概念である。同条第 1 項では、包括的国防が果たす使命として、「対外的な独立」、「連邦領域の不可侵性及び統一の保持」、「永世中立の維持」などが挙げられている。同条第 2 項では、包括的国防の構成要素として、「軍事的」、「精神的」、「非軍事的」及び「経済的な」国防が挙げられている。軍事的な国防は、連邦軍が担う。精神的な国防とは住民による防衛に対する備えを促進する措置などを、非軍事的な国防 (民間による国防) とは建造物に防御のための空間を設置することなどを、経済的な国防とは食料やエネルギーの備蓄を用意することなどを意味する。Theo Öhlinger, *Verfassungsrecht*, 4., überarbeitete und erweiterte Aufl., Wien: WUV, 1999, S.66.

(27) 「一般的な代表機関」とは国民議会、州議会及び自治体議会を指す。ibid., S.163.

(28) 1920 年に制定された当初の連邦憲法によれば、連邦政府の構成員 (大臣) は、国民議会によって任命されていた。しがたって、国民議会との関係では、大臣には「公務上の守秘義務」が課されていなかった。しかし、1929 年の連邦憲法の改正により、大臣の任命権が大統領に移管された結果 (現在もこの制度が維持されている。)、国民議会との関係でも大臣に「公務上の守秘義務」が課されることとなった。なお、州政府の構成員 (大臣) は、現在でも、州議会によって任命されている (連邦憲法第 101 条第 1 項)。

を区別して規定することとした⁽²⁹⁾。

(2) 公的機関等の情報公開義務

今回の改正で削除された連邦憲法旧第 20 条第 5 項は、「連邦行政、州行政及び自治体行政の任務を委託された全ての機関は、第 3 項に規定する秘密の保持が必要とされない期間及び範囲において、自らが委託した調査、専門的鑑定書及びアンケート並びにその費用を、全ての者にアクセス可能な方法及び態様で公表しなければならない。」と規定していた。この規定は、「調査、専門的鑑定書及びアンケート並びにその費用」について積極的な情報公開義務を規定するものとの見方もあり⁽³⁰⁾、今回の改正前であっても当該義務は既に規定されていたとも言える。

これに対し、今回の連邦憲法の改正は、この義務の対象となる機関及び情報の範囲を拡大した。対象機関として通常裁判所（民刑事事件を扱う裁判所）、行政裁判所及び憲法裁判所（第 22a 条第 1 項）、国民議会及び連邦参議院（第 30 条第 7 項）、会計検査院（第 121 条第 5 項）並びに護民官⁽³¹⁾（第 148e 条）が明記され、対象となる情報の範囲が、「委託した調査、専門的鑑定書及びアンケート並びにその費用」から「一般的な利益を有する情報」⁽³²⁾（第 22a 条第 1 項）に変更された。なお、旧第 20 条第 3 項から第 5 項までに言及があった「自治体行政の任務を委託された機関」が新設の第 22a 条に明記されていないが、これは、当該機関を情報公開義務の対象から外したことを意味するものではなく、全ての行政は連邦行政又は州行政のいずれかに属するという連邦憲法の原則に基づき、本来言及が不要であった自治体行政という文言を、今回の改正を機に削除したという趣旨である⁽³³⁾。原則として自治体行政の任務を委託された機関も第 22a 条に規定する義務の対象となる。この点は、人口 5,000 人未満の自治体を当該義務の対象から除外している同項第 2 文の規定からも明らかである。人口 5,000 人未満の自治体を除外した点は、従来の制度との比較では対象機関の範囲の拡大とは言えず、むしろ縮小となるが⁽³⁴⁾、小規模自治体における事務負担（特に技術面）を考慮し、このような例外を設けたとされる⁽³⁵⁾。

(3) 情報アクセス権の保障

旧第 20 条第 4 項は、「連邦行政、州行政及び自治体行政の任務を委託された全ての機関並びにその他の公法上の団体の機関」の情報公開義務について規定していたが、この規定から個人の情報アクセス権を導き出すことはできないというのが、従来の学説・判例の理解であり、同様に公的機関等の情報公開義務について規定する第 22a 条第 1 項の規定からも個人の権利は導

(29) 2023 年案の第 52 条第 3a 項は、「第 22a 条第 2 項に規定する理由により秘密保持が必要とされる情報」は、国会等の質疑において提供されない旨を規定していた。つまり、一般国民に対する秘密保持と国会に対する秘密保持は、別個に規定されていたものの、秘密保持の理由について両者に実質的な区別はなかった。しかし、委員会における修正で、後掲の翻訳に見られるように、第 52 条第 3a 項について秘密保持を要する情報に関する独自のの種類が設けられることとなった。この点に関する修正の経緯については、委員会報告書等に言及がないため、修正の理由を特定することができなかった。

(30) Miernicki, *op.cit.*(9), S.19.

(31) オンブズマンに相当する機関である。

(32) 憲法改正案の説明書では、「情報」及び「一般的な利益を有する情報」の内容については、情報自由法第 2 条で詳細に説明されていると述べられている。2420 der Beilagen zu den Stenographischen Protokollen des Nationalrates XXVII. GP, *op.cit.*(2), S.12.

(33) *ibid.*

(34) 自由党及び NEOS が反対した 1 つの理由はこの点にある。Stenographisches Protokoll, 249. Sitzung, XXVII. GP des NR, S.371-372, 376-377.

(35) 2420 der Beilagen zu den Stenographischen Protokollen des Nationalrates XXVII. GP, *op.cit.*(2), S.12.

き出すことはできないと解釈される⁽³⁶⁾。これに対し、同条第2項及び第3項は、「全ての者」(外国人も含む。)の権利として、情報アクセス権を新たに規定した。情報アクセス権を主張することができる対象は、連邦行政及び州行政の事務の処理を委託された機関(第2項)並びに会計検査院又は州会計検査院の統制に服するその他の財団、基金、営造物⁽³⁷⁾及び一定の要件を満たす企業(第3項)⁽³⁸⁾である。この結果、第3項に規定する要件に該当する財団、基金、営造物及び企業(以下「財団・企業等」)であれば、私法人であっても対象となることとなり、「公法上の団体」に限定していた旧第20条第4項より対象機関が拡大したことにもなる。

第2項に規定する機関に対しては、①欧州統合政策上又は外交政策上のやむを得ない事情、②国の安全保障、包括的国防又は公共の秩序及び安全の維持の利益、③意思決定⁽³⁹⁾の準備、④領域団体⁽⁴⁰⁾又はその他の自治行政団体⁽⁴¹⁾の甚大な経済的・財政的損害の回避、⑤他者の優越する正当な利益の保護を理由として、秘密の保持が必要とされ、かつ、法律で別に定める場合には、この権利を主張することができない。第3項に規定する機関(財団・企業等)に対しては、①～⑤に加え、当該財団・企業等の競争力の障害の回避も権利制限の事由となる。これらの権利制限の事由は、情報自由法第6条に、より詳細な形で規定されている。

司法機関、国民議会、連邦参議院及び護民官に対し情報アクセス権を全般的に保障する規定は、今回の改正では設けられなかった⁽⁴²⁾。

2 欧州人権条約との関係における今回の連邦憲法の改正の意義

欧州人権条約は、オーストリア憲法を構成する条約の一つである⁽⁴³⁾。オーストリアの憲法

(36) Miernicki, *op.cit.*(9), S.32.

(37) 「営造物(Anstalt)」とは、行政の目的に資するために永続的に設けられた、人的及び物的な資源を備えた施設をいう。サービスを受ける利用者は存在するが、固有の構成員を持たない。Claudia Kroneder-Partisch, „Art 126b,“ K. Korinek und M. Holoubek, Hrsg., *Bundesverfassungsrecht II/1*, Wien: Springer, 2001, S.13. 具体例として、社会保険組合が挙げられる。Ute Svinger und Katharina Winkler, *Österreichisches Rechtswörterbuch*, 3., völlig neu bearbeitete Aufl., Wien: Manzsche Verlags- und Universitätsbuchhandlung, 2014, S.11; Mayer et al., *op.cit.*(17), S.415.

(38) 連邦、州若しくは自治体の出資が基本資本金、基礎資本金若しくは自己資本の50パーセント以上である企業などである。この点に関して、2021年案は25パーセント以上としていた。自由党は、2021年案からの後退であるとして、この点も反対理由に挙げていた。Stenographisches Protokoll, 249. Sitzung, XXVII. GP des NR, S.372.

(39) 「意思決定(Entscheidung)」の具体的な内容については、情報自由法第6条第1項第5号で詳細に規定されている。連邦若しくは州政府、官庁若しくは裁判所又は自治体等の自治行政団体(後掲注(41)参照)の機関の意思決定に関連する行為を指す。

(40) 「領域団体(Gebietskörperschaft)」とは、連邦、州及び自治体を指す。„Gebietskörperschaft.“ オーストリア政府ウェブサイト <<https://www.oesterreich.gv.at/lexicon/G/Seite.991120.html>>

(41) その他の「自治行政団体(Selbstverwaltungskörper)」とは、具体的には、労働組合や使用者団体といった労使の組織や社会保険組合、農業協同組合などを指す。Iで言及した医師会も自治行政団体である。

(42) 情報自由法第1条第1号は、同法の適用範囲について、「連邦、州、自治体及び自治体連合の機関」と規定しており、一見、司法機関及び立法機関をも含むような規定内容になっている。Miernicki, *op.cit.*(9), S.73-75は、この内容上の齟齬について、2021年案の段階では、連邦憲法第22a条が司法機関及び立法機関に対する個人の情報アクセス権の保障をも内容とするものであったのに対し、2023年案でこれらの機関を対象外とする変更が行われたにもかかわらず、情報自由法第1条の内容が2021年案の内容を踏襲してしまったことに原因を見いだしている。したがって、当該文献は、同法により情報アクセス権が司法機関及び立法機関全般との関係で保障されるという解釈に懐疑的である。前掲注(25)で述べたとおり「行政」は、司法機関の運営や国民議会議長による国民議会事務局の運営も含むものと理解されているため、これらの「行政」を行っている限りにおいて、第22a条の規定に基づき、司法機関及び立法機関に対して情報アクセス権を主張することは可能である。連邦憲法の改正案の説明書においても、「連邦行政及び州行政の事務の処理を委託された機関」は、機能的な観点から理解すべきであると解説されている。2420 der Beilagen zu den Stenographischen Protokollen des Nationalrates XXVII. GP, *op.cit.*(2), S.12.

(43) 前掲注(7)参照。

裁判所は、同条約第 10 条（I 参照）に関する欧州人権裁判所の判決に基づき、ジャーナリスト、著述家、学者など公益に資する活動を行っている主体（憲法裁判所や欧州人権裁判所は、これらの人々を総称し、「公的な番犬（public watchdog）」と呼んでいる。）に対し、公的機関に対する情報アクセス権を認めてきた⁽⁴⁴⁾。したがって、今回の連邦憲法の改正前であっても、情報アクセス権は、一部の主体に対しては、既に保障されていたというべきである。

これに対し、今回の連邦憲法の改正は、「公的な番犬」以外の主体に対し、一般的に情報アクセス権を認めたことに意義がある。また、憲法裁判所の見解によれば、欧州人権条約の規定から積極的な情報公開義務を導き出すことはできないとされていたため⁽⁴⁵⁾、こうした義務を規定したことにも改正の意義が認められる。

3 情報自由法の内容

情報自由法は、主として①積極的な情報公開義務及び②情報へのアクセスの保障の 2 点について規定している。主に第 2 章（第 4～6 条）が①について、第 3 章及び第 4 章（第 7～14 条）が②について規定している。

(1) 積極的な情報公開義務

情報自由法第 4 条第 1 項は、「連邦行政又は州行政の事務の処理を委託された機関」（人口 5,000 人未満の自治体を除く。）、「通常裁判を行う機関、行政裁判所、最高行政裁判所⁽⁴⁶⁾ 及び憲法裁判所」が「一般的な利益を有する情報」を公開する義務について規定している。これらの機関は、第 6 条に規定する秘密保持の必要性がない限り、自らの活動分野に関する情報を公開しなければならない。

第 6 条では、連邦憲法第 22a 条第 2 項とほぼ同内容の秘密保持の根拠が列挙されている。同項の規定との違いは、①例示が含まれている点、②情報公開の利益と秘密保持の利益の比較衡量という公開・非公開の判断基準が示されている点、③公開は、必要な範囲内及び期間内で、かつ、秘密保持の利益との関係で均衡のとれた範囲内及び期間内で行い、秘密保持の必要が一部にしかない場合には、当該部分を除いて公開するという基準が示されている点である。

公開の時期について、情報自由法に具体的な規定はないが、法案説明書では情報が発生した時点又は秘密保持が必要とされる理由がなくなった時点から、できる限り速やかに公開しなければならないと説明されている⁽⁴⁷⁾。公開は、一般的な利益が想定され得る期間、維持しなければならない（同項）⁽⁴⁸⁾。

「連邦行政又は州行政の事務の処理を委託された機関」、すなわち、行政機関等の場合、これ

(44) VfGH 4.3.2021, E4037/2020 VfSlg 20446. この判決が依拠している欧州人権裁判所の判決として、Magyar Helsinki Bizottság v. Hungary – 18030/11 を参照。

(45) VfGH 2.12.2011, B3519/05 VfSlg 19571. この判決が依拠している欧州人権裁判所の判決として、Guerra and Others v. Italy – 14967/89 を参照。

(46) オーストリアには、州ごとに州行政に関する訴訟を管轄する行政裁判所（Verwaltungsgericht）があり、連邦に連邦行政に関する訴訟を管轄する連邦行政裁判所（Bundesverwaltungsgericht）という名称の行政裁判所が存在する。最高行政裁判所（Verwaltungsgerichtshof）は、連邦行政裁判所及び州の行政裁判所の裁判に対する上訴を管轄する。

(47) 2420 der Beilagen zu den Stenographischen Protokollen des Nationalrates XXVII. GP, *op.cit.*(2), S.18.

(48) 法案説明書では、公開に当たり、情報の古さなどの理由で重要性が失われているかどうかのほか、技術的な理由で提供する必要がもはやなくなっているかどうかを審査すると解説されており、技術的な理由による公開の終了の可能性があることが示唆されているが（*ibid.*）、この点に関しては法律の文言から読み取ることができないとの批判がある。Miernicki, *op.cit.*(9), S.119.

らの情報は、「情報登録簿 (Informationsregister)」と呼ばれる登録簿において、インターネットを通じて公開されなければならない (第 4 条第 2 項)⁽⁴⁹⁾。情報登録簿は、www.data.gv.at のアドレスにおいて、無料で、かつ、基本的に常時呼出可能な状態で利用に供しなければならない (第 5 条第 1 項)。情報登録簿の記載項目には、識別子、作成日⁽⁵⁰⁾、題名、説明⁽⁵¹⁾、分類、索引語 (キーワード)、URL、データに責任を負う公表官署、ライセンス及び言語といった必須の記載項目のほか、他の情報へのリンク、英語又は民族集団⁽⁵²⁾の言語による題名及び説明、データに責任を負う官署の連絡先、公開日時並びに有効期限及び利用条件といった任意の記載項目がある (同条第 3 項)。これらの記載項目に関する書式は、連邦財務省がインターネット上で公開しなければならないが、この書式には、これ以外の項目を追加することもできる (同項)。なお、国民議会議員から連邦財務大臣に提出された質問に対する 2024 年 12 月 23 日の同大臣の回答⁽⁵³⁾によると、情報登録簿の所管は、1986 年連邦省法の 2024 年の改正⁽⁵⁴⁾により、連邦財務省から連邦首相府に移管されたとされる⁽⁵⁵⁾。

(2) 情報へのアクセスの保障

私人による公的機関に対する情報提供の要求手続については、情報自由法第 3 章 (第 7 ～ 12 条) で規定されている。財団・企業等の連邦行政又は州行政の委託を受けた活動以外の活動 (以下「非行政活動」) に対する情報提供の要求手続については、同法第 4 章 (第 13 ～ 14 条) で規定されている。後者の要求手続も第 3 章の規定の準用を基本にしているため、以下、第 3 章の手続を中心に解説する。

(i) 情報提供の申請

情報提供の申請は、書面、口頭又は電話のいずれの方法でも行うことができる (第 7 条第 1 項)。情報は、できる限り正確に特定しなければならないが、要求された情報の内容及び範囲が十分に明確でない場合には、申請者に対し、口頭又は電話で行われた申請の内容を書面で説明することを求めることができる (同条第 2 項)。

(ii) 申請への回答期限

情報提供の申請があった場合には、申請の受理から 4 週間以内に情報を提供するが、秘密保持の必要がある情報の場合には提供不許可の通知を行わなければならない (第 8 条第 1 項)。不許可の通知は、対外的な効力を有する行政行為としての処分 (Bescheid)⁽⁵⁶⁾ではない⁽⁵⁷⁾。処

(49) 裁判所など行政機関以外の機関は、自らのウェブサイトで情報を公開することができる。2420 der Beilagen zu den Stenographischen Protokollen des Nationalrates XXVII. GP, *op.cit.*(2), S.18.

(50) 「作成日 (Erstellungsdatum)」とは、メタデータセットが作成された日時又は更新された日時をいう。 *ibid.*

(51) 「説明 (Beschreibung)」とは、情報の内容に関する短い記述をいう。 *ibid.*

(52) 「民族集団 (Volksgruppen)」とは、民族集団法 (Volksgruppengesetz, BGBl. Nr. 396/1976 idF BGBl. Nr. 575/1976 (DFB) und BGBl. I Nr. 194/1999 (DFB)) 第 1 条第 2 項の定義によると、「連邦領土の一部に居住し、定住するドイツ語を母語とせず、独自の民族的アイデンティティを有するオーストリア国民の集団」をいう。具体的には、クロアチア人、スロヴェニア人、ハンガリー人、チェコ人、スロヴァキア人及びロマである。„Volksgruppen.“ オーストリア首相府ウェブサイト <<https://www.bundeskanzleramt.gv.at/themen/volksgruppen.html>>

(53) 32/AB vom 23.12.2024 zu 6/J (XXVII. GP)

(54) Bundesgesetz, mit dem das Bundesministeriengesetz 1986 geändert wird (Bundesministeriengesetz-Novelle 2024), BGBl. I Nr. 44/2024

(55) ただし、この改正法には情報自由法の明文改正が含まれていないため、後掲の翻訳では、所管省を連邦財務省とすることを前提とした条文のまま訳した。

(56) Svinger und Winkler, *op.cit.*(37), S.21.

(57) Miernicki, *op.cit.*(9), S.186. なお、情報の提供も処分には当たらない。 *ibid.*, S.187.

分に関する手続については、第 11 条に規定がある。

特別の理由がある場合において、4 週間の期限内に情報提供を許可することができないときは、期限を更に 4 週間延長することができる（第 8 条第 2 項）。所管の機関が利益衡量の結果、情報提供を行うべきであると判断した場合において⁽⁵⁸⁾、その情報提供が他者の権利に影響するときは、事前にその当事者の意見を可能な範囲で聞かなければならない（第 10 条第 1 項）⁽⁵⁹⁾。この意見聴取の手続のために、4 週間の期限内に情報の提供を許可することができない場合にも、期限を更に 4 週間延長することができる（第 8 条第 2 項）。

（iii）情報の提供

情報提供の申請の対象となった情報については、できる限り要求された形式で直接アクセス可能にしなければならない（第 9 条第 1 項）。

第 6 条に規定する秘密保持の対象となる情報である場合には、情報提供の申請は不許可とされる（第 8 条第 1 項）ほか、権利の濫用による情報提供の申請の場合又は情報提供が申請の対象となった機関の他の活動に重大かつ過大な障害をもたらすおそれがある場合も情報提供は不許可とされる（第 9 条第 3 項）。要求された情報の一部にしか情報アクセス権が及ばない場合には、情報提供機関側にとって可能な範囲内で、かつ、過剰な負担を伴わない範囲内で当該情報を提供しなければならない（同条第 2 項）。この場合の情報提供の方法としては、秘密保持を要する部分を分離して提供する方法や当該部分を黒塗りにして提供する方法が考えられる⁽⁶⁰⁾。

（iv）情報提供不許可に対する不服申立て

情報提供が許可されなかった場合、情報提供の申請者は、対象機関に対し不許可に関する処分を行うよう、書面による申請を提出することができる。対象機関は、この申請の受理から 2 か月以内に当該処分を行わなければならない（第 11 条第 1 項）。申請者は、この処分に対し、行政裁判所に不服を申し立てることができる⁽⁶¹⁾。この場合、行政裁判所は、2 か月以内に裁判しなければならない（同条第 2 項）。

（v）非行政活動に関する財団・企業等の情報提供不許可に対する不服申立て

財団・企業等の非行政活動について情報提供が許可されなかった場合において、これに対し不服があるときは、私法上の主体による行為に対する不服の訴えではあるが、通常裁判所ではなく行政裁判所に不服を申し立てるものとされる（第 14 条）。行政機関の情報提供不許可の処分に対する不服申立ての場合と同様、行政裁判所は、行政裁判所への不服申立ての受理から 2

(58) *ibid.*, S.205-206.

(59) ただし、情報提供の要求が欧州人権条約第 10 条又は欧州連合基本権憲章第 11 条の規定に基づく情報アクセス権の行使であり、この意見聴取の手続の取りやめが求められる場合はこの限りでない（第 10 条第 2 項）。

(60) Miernicki, *op.cit.*(9), S.164.

(61) 法案説明書は、行政裁判所への出訴が唯一の不服申立て手段であるかのように解説しているが（2420 der Beilagen zu den Stenographischen Protokollen des Nationalrates XXVII. GP, *op.cit.*(2), S.23-24）、処分の審査を行う上級機関を自治体が設けることも可能であるとする見解もある。その根拠は、自治体の活動領域に関する事項に関する行政機関の処分については、「二段階の審査機関（zweistufiger Instanzenzug）」が存在し、この二段階の審査の制度は、法律により排除することができると規定する連邦憲法第 118 条第 4 項にある。つまり、自治体の行政機関の処分については、自治体の他の上級機関による審査に服することが連邦憲法の原則であり、その審査を排除するには法律の根拠が必要とされるということである。この見解によれば、情報自由法には、そのような審査を明確に排除する規定がないため、自治体の上級機関による審査の制度を設けることは可能であるとされる。Miernicki, *op.cit.*(9), S.219-220.

か月以内に当該申立てについて裁判しなければならない（同条第8項）。

(3) その他の内容

個人情報の保護など「他者の優越する正当な利益の保護」（連邦憲法第22a条第2項、情報自由法第6条第1項第7号）が情報提供義務の例外を成すなど、情報公開制度は個人情報保護法制に密接に関連する制度であるため、情報自由法には、個人情報保護を所管するデータ保護庁（Datenschutzbehörde）の任務に関する規定も設けられている。同法第15条第1項によると、データ保護庁は、情報の自由の執行について、データ保護法制の観点から手引（Leitfaden）を提供し、研修を実施することにより、情報提供義務を負う機関又は施設に対し、助言及び支援を行うものとされている。同庁のウェブサイト⁽⁶²⁾に示されている情報自由法の施行までの準備作業のスケジュールによると、各地での研修活動及びオンラインによる研修活動並びに手引の最終版の作成の期限が2025年6月30日とされている⁽⁶²⁾。手引に関しては、同日付けの資料が同庁のウェブサイトにおいて公開された⁽⁶³⁾。

また、データ保護庁には、情報自由法の適用状況の評価が義務付けられており（第15条第2項）、同庁は、情報自由法施行から3年後（2028年9月1日）までに評価の結果に関する報告書を作成し、連邦司法大臣に提出しなければならないとされる（第20条第2項）。

おわりに

連邦憲法の改正案及び情報自由法制定の法律案の説明書によると、改正案の施行日を、基本的に法律制定の日付より1年以上も先となる2025年9月1日に設定した理由について、秘密保持について規定している既存法律の規定を新たな憲法規定に適合させるための調整の期間が必要であるためと説明していた。こうした既存法律の改正を目的とした法律案が同年6月18日に国民議会に提出された。同案は、「公務上の守秘義務」の存在を前提にしていた刑法典⁽⁶⁴⁾第310条、1979年官吏勤務法⁽⁶⁵⁾第36a条など130を超える法律の改正を内容としていた。同案は、同年7月9日に国民議会で可決され、同月24日に公布された（情報自由法調整法⁽⁶⁶⁾）。この改正作業に関しては、同年5月に連邦財務大臣に対し提出された国民議会議員の質問⁽⁶⁷⁾が、改正案作成の遅れを指摘していた。この質問の提出から約1か月後に法律案が国民議会に提出され、比較的迅速な審議を経て成立したため、法改正については、情報自由法の施行前に必要な作業を終えることができたと言える。これに加え、この質問は、情報登録簿の準備状況にも懸念を示し、情報自由法の施行時までの技術的な準備作業の完了の見通しについて質しているが、これに対する同年7月の連邦財務大臣の回答では、情報登録簿の所管が連邦財務省から連邦首相府に移され、所管外になったことを理由として直接的な回答が行われなかった⁽⁶⁸⁾。

(62) „Informationsfreiheitsgesetz.“ データ保護庁ウェブサイト <<https://dsb.gv.at/informationsfreiheitsgesetz/informationsfreiheitsgesetz>>

(63) Datenschutzbehörde, „Leitfaden zum Informationsfreiheitsgesetz,“ 2025.6.30. <https://dsb.gv.at/sites/site0344/media/downloads/leitfaden_ifg_-_stand_30.6.2025.pdf>

(64) Strafgesetzbuch, BGBl. Nr. 60/1974

(65) Beamten-Dienstrechtsgesetz 1979, BGBl. Nr. 333/1979

(66) Informationsfreiheits-Anpassungsgesetz, BGBl. I Nr. 50/2025

(67) 2289/J XXVIII. GP

(68) 1842/AB XXVIII. GP

「公務上の守秘義務」の廃止という「パラダイム転換」を行ったとして、憲法改正と情報自由法制定の画期的な性格を強調する法律案の提出者の自負に対し、法律専門家の中には、従来の法の延長線上にあるとして、今回の改正を冷静に受け止める見解もある。ただし、こうした専門家であっても、積極的な情報提供義務と私法人の情報へのアクセスの保障という点に関しては、今回の改革の革新性を認めている⁽⁶⁹⁾。前記の質問書の懸念のとおり、情報登録簿の準備作業に遅れが生じているとするなら、現状において改革に関する法律の規定のみが先行し、制度的な面での整備が追い付いていないと評価される可能性もある。今後、オーストリア政府が、どのような過程を経て、改革を実現していくか、今後の動向が注目される。

(やまおか のりお)

(69) Miernicki, *op.cit.*(9), S.5.

連邦憲法を改正し、情報自由法を制定する連邦法律

Bundesgesetz, mit dem das Bundes-Verfassungsgesetz geändert und ein Informationsfreiheitsgesetz erlassen wird

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 山岡 規雄訳

【目次】

- 第1条 (憲法規定) 連邦憲法の改正
第2条 情報へのアクセスに関する連邦法律 (情報自由法 - IFG)

国民議会⁽¹⁾は、次のとおり議決した。

第1条 (憲法規定) 連邦憲法の改正

連邦法律公報第 I 部第 222/2022 号の連邦法律による最終改正を経た連邦憲法 (B-VG, 連邦法律公報第 1/1930 号) を次のとおり改正する。

1. 第 15 条第 7 項を次のとおりとする。

「(7) 連邦の法令情報システムの枠内で、次のことを行うことができる。

1. 州法律公報において公示すべき法令 (第 97 条第 1 項⁽²⁾) を公布すること。
2. 州、自治体及び自治体連合⁽³⁾の執行の分野において設置された機関の法令を公布し、及びこれらの機関のその他の公示を実施すること⁽⁴⁾。」

* この翻訳は、Bundesgesetz, mit dem das Bundes-Verfassungsgesetz geändert und ein Informationsfreiheitsgesetz erlassen wird <https://www.ris.bka.gv.at/Dokumente/BgblAuth/BGBLA_2024_I_5/BGBLA_2024_I_5.pdf#sig> を訳出したものである。本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025 年 8 月 1 日である。[] 内は、訳者による補記である。また、日本語としての読みやすさを重視し、原文にはない丸括弧を使用する等の変更を加えた箇所がある。冒頭に付した【目次】は訳者が付したものであり、翻訳の「第 2 条 [Artikel 2] 情報へのアクセスに関する連邦法律 (情報自由法 - IFG)」という見出しの直後の目次は原文のとおりに訳出したものである。

- (1) オーストリアの国会は、国民議会 (下院) と連邦参議院 (上院) によって構成される。国民議会は、国民の直接選挙によって選出される議員によって構成され、連邦参議院は、州議会が選出する議員によって構成される。連邦参議院は、連邦の立法の協力機関と位置付けられており、原則として国民議会が可決した法律案に対し、同意するか、異議を申し立てる権限しか有しない。異議が申し立てられた場合であっても、国民議会が再議決した場合 (ただし、この場合、総議員の過半数の出席という定足数の要件が課せられる。) には、法律案は成立する。
- (2) 連邦憲法第 97 条第 1 項の規定は、次のとおりである。
「州法律には、州憲法の規定に基づく州議会の議決、認証及び副署並びに州知事による州法律公報での公布が必要とされる。」
- (3) ここで「自治体」と訳した「Gemeinde」は、オーストリアの基礎自治体である。自治体連合 (Gemeindeverband) は、複数の自治体が共同で事務 (例えば、廃棄物処理、下水道処理など) を処理するために協定 (Vereinbarung) によって設立する連合体である (連邦憲法第 116a 条第 1 項)。
- (4) 改正前の第 15 条第 7 項の規定との実質的な違いは、連邦の法令情報システム (RIS) で公示することができる事項に「(州、自治体及び自治体連合の執行の分野において設置された機関の) その他の公示」を追加したことにある。改正案の説明書では、州の執行の分野において設置された機関の例として、各州の医師会及び行政裁判所が挙げられている。2420 der Beilagen zu den Stenographischen Protokollen des Nationalrates XXVII. GP: Bericht des Verfassungsausschusses, S.15. 医師会は、後掲注 (11) にいう「自治行政団体」に当たる。司法機関の運営も「行政

2. 第20条第3項から第5項までの規定⁽⁵⁾を削除する。
3. 第22条の次に第22a条を次のとおり挿入する。

「第22a条

- (1) 連邦行政又は州行政の事務の処理を委託された機関、通常裁判⁽⁶⁾を行う機関、行政裁判所、最高行政裁判所⁽⁷⁾及び憲法裁判所は、第2項の規定に基づき秘密を保持する必要がない範囲及び期間において、全ての者に対しアクセス可能な方法及び態様で、一般的な利益を有する情報を公開しなければならない。人口5,000人未満の自治体は、公開の義務を負わないが、この規定に基づき、当該情報を公開することができる。
- (2) 全ての者は、連邦行政又は州行政の事務の処理を委託された機関に対し、情報にアクセスする権利を有する。[欧州]統合政策上若しくは外交政策上のやむを得ない理由、国の安全、包括的国防⁽⁸⁾、公共の秩序及び安全の維持、意思決定⁽⁹⁾の準備、領域団体⁽¹⁰⁾若

(Verwaltung)」に含まれる点については、後掲注(5)参照。なお、「執行(Vollziehung)」は、公権行政(Hoheitsverwaltung)のみを対象とする概念であり、行政機関が行う私法上の行為(Privatwirtschaftsverwaltung)を含まない点で、「行政」と異なる。Theo Öhlinger, *Verfassungsrecht*, 4., überarbeitete und erweiterte Aufl., Wien: WUV, 1999, S.117.

- (5) 削除される前の連邦憲法第20条第3項から第5項までの規定は次のとおりである。
「(3) 連邦行政、州行政及び自治体行政の任務を委託された全ての機関並びにその他の公法上の団体の機関は、法律で別に定めない限りにおいて、専らその職務から知り得た事実であって、公共の平穩、秩序及び安全の維持、包括的国防、外交関係、公法上の団体の経済的な利益、意思決定の準備又は当事者の重大な利益のため、その秘密の保持が必要とされるもの全てについて守秘義務を負う(公務上の守秘義務)。一般的な代表機関がそのような情報を明示的に要求した場合には、当該代表機関により任命された職員については、当該代表機関に対する公務上の守秘義務は存しない。
 - (4) 連邦行政、州行政及び自治体行政の任務を委託された全ての機関並びにその他の公法上の団体の機関は、その活動分野の案件について、法律上の守秘義務に反しない限りにおいて、情報提供を行わなければならないが、職業上の代表機関は、その法律上の任務の適切な遂行の妨げにならない限りにおいて、各機関に所属する者に対してのみ情報提供義務を負う。これに関する細則について、連邦の機関及び連邦立法により規律すべき自治行政に関してはその立法及び執行を連邦事項とし、州及び自治体の機関並びに州立法により規律すべき自治行政に関してはその原則の立法を連邦の事項とし、その実施規定の立法及び執行を州の事項とする。
 - (5) 連邦行政、州行政及び自治体行政の任務を委託された全ての機関は、第3項に規定する秘密の保持が必要とされない期間及び範囲において、自らが委託した調査、専門的鑑定書及びアンケート並びにその費用を、全ての者にアクセス可能な方法及び態様で公表しなければならない。」
- オーストリアでは、「行政」は広い意味で理解されており、司法機関の運営(部会(Senat)又は委員会(Kommission)により処理することが法律で定められている場合を除く。)や国民議会議長による議会事務局の運営も含むものと理解されている。Georg Miernicki, *IFG - Informationsfreiheitsgesetz: Bundesgesetz über den Zugang zu Informationen: Kommentar*, Wien: NWV, 2024, S.28. したがって、従前から、立法機関及び司法機関の一部については、情報提供義務が課されていたということが出来るが、今回の改正では、これらの機関が明示的に規定され、機関全般に情報提供義務が課せられることとなった。
- (6) 民事事件及び刑事事件に関する裁判。
 - (7) オーストリアには、州ごとに州行政に関する訴訟を管轄する行政裁判所(Verwaltungsgericht)があり、連邦に連邦行政に関する訴訟を管轄する連邦行政裁判所(Bundesverwaltungsgericht)という名称の行政裁判所が存在する。最高行政裁判所(Verwaltungsgerichtshof)は、連邦行政裁判所及び州の行政裁判所の裁判に対する上訴を管轄する。
 - (8) 「包括的国防(umfassende Landesverteidigung)」とは、連邦憲法第9a条に規定する概念である。同条第1項では、包括的国防が果たす使命として、「対外的な独立」、「連邦領域の不可侵性及び統一の保持」、「永世中立の維持」などが挙げられている。同条第2項では、包括的国防の構成要素として、「軍事的」、「精神的」、「非軍事的」及び「経済的な」国防が挙げられている。軍事的な国防は、連邦軍が担う。精神的な国防とは住民による防衛に対する備えを促進する措置などを意味し、非軍事的な国防(民間による国防)とは建造物に防御のための空間を設置することなどを意味し、経済的な国防とは食料やエネルギーの備蓄を用意することなどを意味する。Öhlinger, *op.cit.*(4), S.66.
 - (9) 意思決定(Entscheidung)の具体的な内容については、情報自由法第6条第1項第5号で詳細に規定されている。連邦又は州の政府、官庁又は裁判所の全ての意思決定行為を指す。
 - (10) 「領域団体(Gebietskörperschaft)」とは、連邦、州及び自治体を指す。„Gebietskörperschaft.“ オーストリア政府ウェブサイト <<https://www.oesterreich.gv.at/lexicon/G/Seite.991120.html>>

しくはその他の自治行政団体の経済的若しくは財政的な甚大な損害の回避又は他者の優越する正当な利益の保護のために秘密保持が必要とされ、かつ、法律で別に定める場合はこの限りでない。その他の自治行政団体（第 120a 条⁽¹¹⁾）は、自らの活動分野の案件について、その構成員に対してのみ情報を提供する義務を負う。

- (3) 全ての者は、会計検査院又は州会計検査院の統制に服するその他の財団、基金、営造物⁽¹²⁾及び企業⁽¹³⁾（ただし、次に掲げる場合に限る。）に対し、情報にアクセスする権利を有する。
1. 連邦、州又は自治体による当該企業への出資が単独で、又は会計検査院の所管に属する他の法的主体の出資と合わせて、基本資本金、基礎資本金⁽¹⁴⁾又は自己資本の 50 パーセント以上となる場合
 2. 連邦、州又は自治体が単独で、又は会計検査院の所管に属する他の法的主体と共同して、財政的な措置若しくはその他の経済的な措置又は組織に関する措置によって当該企業を事実上支配している場合
 3. 当該企業が第 1 号又は第 2 号に規定する要件を満たす企業により、当該各号に規定する支配関係の下に置かれている場合⁽¹⁵⁾

(11) 連邦憲法第 120a 条の規定は、次のとおりである。

「(1) 専ら又は主として共同の利益となり、かつ、共同での処理に適している公的な任務を自主的に引き受けるために、人々を法律により自治行政団体として組織することができる。

(2) 共和国は、労使関係の当事者の役割を承認する。共和国は、その自治を尊重し、自治行政団体を設置することにより労使関係の当事者の対話を促進する。」

ここでいう「自治行政団体 (Selbstverwaltungskörper)」とは、具体的には、労働組合や使用者団体といった労使の組織や社会保険組合、農業協同組合などである。自治行政団体の行政も連邦行政又は州行政のいずれかに属するため (2420 der Beilagen zu den Stenographischen Protokollen des Nationalrates XXVII. GP, *op.cit.*(4), S.12)、自治行政団体の構成員に対してのみ情報提供義務を負うとする第 22a 条第 2 項第 3 文の規定は、一般原則に対する例外規定と位置付けられる。とはいえ、欧州人権条約は、オーストリア憲法を構成する条約の 1 つであるため、情報等を公的機関の干渉なく受け取る権利の保障について定める同条約第 10 条の規定に基づき、同条に関する判例 (憲法裁判所は、欧州人権裁判所の判例で確立した基準が情報アクセス権について適用されると判示している。VfGH 4.3.2021, E4037/2020 VfSlg 20446) 等で情報アクセス権を有すると認められている主体 (ジャーナリスト、著述家、学者など) は、自治行政団体の構成員でない場合であっても、当該自治行政団体に対し、情報アクセス権を主張することができる解釈の見解もある。Miernicki, *op.cit.*(5), S.53-54.

(12) 「営造物 (Anstalt)」とは、行政の目的に資するために永続的に設けられた、人的及び物的な資源を備えた施設をいう。サービスを受ける利用者は存在するが、固有の構成員を持たない。Claudia Kroneder-Partisch, „Art 126b,“ K. Korinek und M. Holoubek, Hrsg., *Bundesverfassungsrecht II/1*, Wien: Springer, 2001, S.13. 具体例として、社会保険組合が挙げられる。Ute Svinger und Katharina Winkler, *Österreichisches Rechtswörterbuch*, 3., völlig neu bearbeitete Aufl., Wien: Manzsche Verlags- und Universitätsbuchhandlung, 2014, S.11; Heinz Mayer et al., *Grundriss des österreichischen Bundesverfassungsrechts*, 11. Aufl., Wien: MANZ'sche Verlags- und Universitätsbuchhandlung, 2015, S.415.

(13) 次のウェブページに会計検査院の統制に服する法的主体（すなわち、検査対象となる機関）の一覧が掲げられている。Rechnungshof Österreich, „Rechtsträger, die der Kontrolle des Rechnungshofes unterliegen,“ 2025.1.1. オーストリア会計検査院ウェブサイト <https://www.rechnungshof.gv.at/rh/home/was-wir-tun/was-wir-tun/Rechtstraeger_Obligo.pdf>

(14) 資本会社 (Kapitalgesellschaft. 我が国の法令用語で言う「物的会社」(会社構成の重点が、社員等の人ではなく、資本・財産等の物にあり、所有と経営が分離した会社)に相当する。)のうち、有限会社 (Gesellschaft mit beschränkter Haftung) の資本金は基本資本金 (Stammkapital) といい、株式会社 (Aktiengesellschaft) の資本金は基礎資本金 (Grundkapital) という。„Stammkapital.“ RechtEasy.at website <<https://www.rechteasy.at/wiki/stammkapital/>>; „Grundkapital.“ ウィーン証券取引所ウェブサイト <<https://www.wienerbourse.at/wissen/boersenlexikon/buchstabe-g/grundkapital/>>

(15) この規定は、子会社や孫会社を念頭に置いている。例えば、会計検査院の統制に服する親会社が 50 パーセント以上出資している子会社に対しても情報アクセス権を主張することができる。2420 der Beilagen zu den Stenographischen Protokollen des Nationalrates XXVII. GP, *op.cit.*(4), S.14. 原文を逐語的に訳すと「第 1 号又は第 2 号に規定する要件を満たす各階層の企業の場合」となるが、前記のような趣旨の規定であることに鑑み、意識を試みた。

第2項の規定を準用した結果、又は当該財団、基金、営造物若しくは企業の競争力の阻害を回避するために、情報の秘密保持が必要とされる場合又は法律で別に定める場合（ただし、情報への同等のアクセスが保障されている場合に限る⁽¹⁶⁾。）は、この限りでない。

(4) 細則については、次のとおりとする。

1. 立法権が州に帰属する案件においても、統一的な規定の制定の必要性があると判断される限りにおいて、細則を連邦法律によって定めなければならない⁽¹⁷⁾。
2. 細則の執行については、情報提供の対象となる案件が連邦又は州の執行事項であるかどうかに応じて、連邦又は州の事項とする。

連邦は、第1号に規定する「連邦」法律「制定」の計画の準備に州が参加する機会を提供しなければならない。当該連邦法律は、州の同意があった場合に限り公布することができる。当該連邦法律の適用を除外する規定は、対象事項の規律のために必要である場合に限る、個々の分野を規律する連邦法律⁽¹⁸⁾又は州法律において定めることができる。」

4. 第30条に、次のとおり第7項を追加する。

「(7) 国民議会及び連邦参議院は、第22a条第2項第2文の規定に基づき秘密を保持する必要がない範囲及び期間において、全ての者に対しアクセス可能な方法及び態様で、一般的な利益を有する情報を公開しなければならない。細則は、国民議会の議事規則及び連邦参議院の議事規則に関する連邦法律で定める。」

5. 第52条において、第3項の後に次のとおり第3a項を挿入する。

「(3a) 第1項から第3項までに規定する情報の付与の義務⁽¹⁹⁾は、次に掲げる場合には、存しない。

1. その開示が国の安全又は人の安全を脅かすおそれがある情報源に当該情報が関わって

(16) 第22a条第3項に規定する財団、基金、営造物及び企業の場合は、第2項に規定する理由や競争力の阻害の回避という理由のほか、法律が特に定める場合に情報アクセス権を制限してよいが、これらの組織が他機関並みの情報公開義務を負っていることが条件となる。例えば、上場企業（börsennotierte Unternehmung）の場合には、株式法（Aktiengesetz, BGBl. Nr. 98/1965）の規定に従い、自己株式の取得に関する株主総会の決議や監査役の選任の提案など様々な情報を公開する義務を負っているため、現状に匹敵する情報公開義務を維持する限り、この例外規定の対象となり、情報アクセス権の保障に関する例外を法律で定めることができる。ibid., S.9.

(17) 情報自由法の大半の規定は、この憲法上の規定を根拠に連邦法律として制定されている。ibid., S.2.

(18) 具体例として、情報自由法よりも広範囲にわたる情報アクセスを許容している個別の分野の法律として、自らの個人情報の処理に関する本人の権利に関するデータ保護法（Datenschutzgesetz, BGBl. I Nr. 165/1999）の規定や情報提供の拒否の理由をより限定的に定める環境情報法（Umweltinformationsgesetz, BGBl. Nr. 495/1993）の規定を挙げる文献もある。Miernicki, *op.cit.*(5), S.46.

(19) 連邦憲法第52条第1項から第3項までの規定は、次のとおりである。

「(1) 国民議会及び連邦参議院は、連邦政府の事務運営を審査し、その構成員に対し執行の対象事項に関する質問を行い、及び関連する全ての情報提供を要求し、並びに附帯決議において執行の実施に関する自らの意向を表明する権限を有する。

(1a) 国民議会及び連邦参議院の所管委員会は、第20条第2項に規定する訓令に拘束されない機関の長の当該委員会の会議への出席を要求し、及び当該長に対し事務運営の対象となる全ての事項について質問する権限を有する。

(2) 第1項に規定する連邦政府及びその構成員に対する統制権は、連邦の出資が基本資本金、基礎資本金又は自己資本の50パーセント以上となる企業であって、会計検査院の統制に服するものについても存する。その他の財政的な措置若しくは経済的な措置又は組織に関する措置による当該企業の支配は、この財政的な出資と同等とする。この項に規定する要件を満たす企業によって、この項に規定する支配関係の下に置かれている企業についても同様とする。

(3) 国民議会及び連邦参議院の全ての議員は、国民議会又は連邦参議院の会議において、連邦政府の構成員に対し口頭による短い質問を行う権限を有する。」

いる場合

2. 連邦政府若しくはその個々の構成員の適法な意思形成又はその直接的な準備作業を損なう場合
3. 当該情報の秘密保持が他者の優越する正当な利益の保護のために必要とされる場合
4. 当該情報が第 52a 条第 1 項に規定する措置⁽²⁰⁾に関わる場合」
6. 第 67a 条に、次のとおり第 3 項を追加する。
「(3) 第 22a 条第 1 項及び第 2 項に規定する案件のうち、連邦大統領の活動分野に属するものに該当する情報については、大統領府が所管する。」
7. 第 121 条に、次のとおり第 5 項を追加する。
「(5) 会計検査院は、第 22a 条第 2 項第 2 文の規定に基づき秘密を保持する必要がない範囲及び期間において、全ての者に対しアクセス可能な方法及び態様で、一般的な利益を有する情報を公開しなければならない。」
8. 第 131 条第 4 項第 2 号 c のうち、「第 14a 条第 3 項」を「第 14a 条第 3 項及び第 4 項」に改める⁽²¹⁾。
9. 第 131 条第 4 項第 2 号 c の末尾のピリオドをセミコロンに改め、次の d を追加する。
「d) 第 130 条第 2 項第 4 号に規定する不服申立て、争訟又は申立てに関する法的事項⁽²²⁾」
10. 第 131 条第 4 項の末尾の「第 2 号 c」を「第 2 号 c 及び d」に改める。
11. 第 131 条第 6 項第 1 文のうち、「第 1 項から第 4 項まで」を「第 1 項から第 5 項まで」に改める。
12. 第 148b 条第 1 項第 2 文を次のとおり改める。
「護民官に対して秘密保持の義務は存しない⁽²³⁾。」
13. 第 148b 条第 2 項を次のとおり改める。
「(2) 護民官がその任務を遂行する際に接触する機関と同様の範囲で、護民官は、秘密保持

(20) 連邦憲法第 52a 条第 1 項に規定する措置とは、「憲法上の機関及びその行為能力の保護のための措置」と「軍事的な国防の確保のための情報機関による措置」である。

(21) 連邦憲法第 130 条は連邦及び州の行政裁判所の管轄事項に関する規定であり、同第 131 条はこの管轄事項のうち連邦の行政裁判所と州の行政裁判所のいずれが管轄するかに関する規定である。翻訳対象としている、この連邦法律の第 1 条第 8 号から第 11 号までは、連邦憲法第 22a 条第 3 項に規定する財団、基金、営造物又は企業への情報提供の要求が拒否された場合における不服申立て等の裁判を行政裁判所の管轄に帰属させるための改正である。2420 der Beilagen zu den Stenographischen Protokollen des Nationalrates XXVII. GP, *op.cit.*(4), S.16. いずれも技術的な改正であるため、後掲注 (22) を除き、その内容に関する注記は省略する。

(22) 連邦憲法第 130 条は、第 1 項及び第 1a 項で行政官庁の処分や訓令の違法性を理由とする不服申立ての裁判など行政裁判所が管轄すべき事項について規定し、第 2 項で連邦法律又は州法律により行政裁判所の裁判管轄とすることができる事項を規定している。同項第 1 号及び第 2 号では法律の執行における行政官庁の行為又は公的な事務の委託者の行為の違法性に対する不服申立て (Beschwerden)、第 3 号では公務員の服務関係に関する争訟 (Streitigkeiten) を掲げており、第 4 号は、これ以外の案件に関する不服申立て、争訟又は申立て (Anträge) を掲げている。連邦憲法第 131 条第 2 項は、連邦法律により連邦の行政裁判所の管轄とすることができる事項に関する規定であり、翻訳対象としている、この連邦法律の第 1 条第 9 号は、行政官庁ではない財団、基金、営造物又は企業の情報提供不許可の決定に対する不服申立て等に関する裁判を、情報自由法という連邦法律で連邦の行政裁判所の管轄とすることを可能にするための改正である。

(23) 第 148b 条第 1 項第 1 文は、護民官 (Volksanwaltschaft. オンブズマンに相当する。) がその任務を遂行する際に、連邦、州、自治体等の機関が護民官に対し、支援を行い、文書の閲覧を許可し、その求めに応じて情報を提供する義務について規定しており、改正前の同項第 2 文は、「護民官に対して公務上の守秘義務は存しない。」と規定していた。今回の改正により「公務上の守秘義務」が廃止されたため、これを「秘密保持の義務」に置き換える改正が行われた。翻訳対象としている、この連邦法律の第 1 条第 13 号も同趣旨の改正である。

の義務に服する。国民議会及び連邦参議院への報告の際、護民官は、国の安全、包括的国防又は他者の優越する正当な利益の保護のために必要とされる範囲でのみ、秘密保持の義務を負う。」

14. 第 148d 条の次に、第 148e 条を次のとおり挿入する。

「第 148e 条

護民官は、第 22a 条第 2 項第 2 文の規定に基づき秘密を保持する必要がない範囲及び期間において、全ての者にアクセス可能な方法及び態様で、一般的な利益を有する情報を公開しなければならない。」

15. 第 151 条に次のとおり第 68 項を追加する。

「(68) 連邦法律公報第 I 部第 5/2024 号の連邦法律の文言による第 15 条第 7 項並びに第 131 条第 4 項及び第 6 項の規定は、公布の日の経過とともに施行される。連邦法律公報第 I 部第 5/2024 号の連邦法律の文言による第 22a 条、第 30 条第 7 項、第 52 条第 3a 項、第 67a 条第 3 項、第 121 条第 5 項、第 148b 条第 1 項第 2 文及び第 2 項並びに第 148e 条の規定は、2025 年 9 月 1 日に施行され、同時に、第 20 条第 3 項から第 5 項まで、情報提供義務原則法（連邦法律公報第 286/1987 号）、情報提供義務法（連邦法律公報第 287/1987 号）及び第 20 条第 4 項に規定する情報提供義務の案件を規律する州法律の規定は、失効する。連邦法律公報第 I 部第 5/2024 号の法律の文言による第 22a 条第 1 項の規定は、2025 年 9 月 1 日以降に発生した情報であって、一般的な利益を有するものに限り適用されなければならない。これより前に発生した情報であって、一般的な利益を有するものについては、同項の規定に基づき公開することができる。連邦及び州の情報提供義務に関する法律に基づく手続であって、2025 年 9 月 1 日に係属中のものについては、同日までに有効であった文言による第 20 条第 3 項及び第 4 項、同条第 4 項の規定に基づき制定された法律並びに当該法律に基づき制定された命令の規定を引き続き適用しなければならない。」

第 2 条 情報へのアクセスに関する連邦法律（情報自由法 – IFG）

目次

第 1 章 総則

第 1 条 適用範囲

第 2 条 定義

第 3 条 所管

第 2 章 情報提供義務

第 4 条 積極的な情報提供義務

第 5 条 情報登録簿

第 6 条 秘密保持

第 3 章 手続

第 7 条 情報提供の要求、適用すべき法

第 8 条 期限

第 9 条 情報提供

第 10 条 当事者

第 11 条 権利保護

第 12 条 手数料

第4章 私的主体の情報提供義務

第13条 連邦行政又は州行政の事務の処理を委託されていない財団、基金、営造物及び企業

第14条 権利保護

第5章 助言及び支援

第15条 データ保護庁

第6章 末尾規定

第16条 他の法規定との関係

第17条 参照

第18条 言語上の同一の扱い

第19条 執行

第20条 施行及び失効に関する規定、経過規定

第1章 総則

第1条 適用範囲

この連邦法律は、次に掲げる機関⁽²⁴⁾の活動分野又は事務分野の情報であって、一般的な利益を有するものの公開及び当該情報へのアクセスについて規律する。

1. 連邦、州、自治体及び自治体連合の機関
2. 法律で設置された自治行政団体⁽²⁵⁾の機関
3. その他の法人及び自然人の機関（ただし、連邦行政又は州行政の事務の処理が委託されているものに限る。）
4. 会計検査院又は州会計検査院の統制に服している財団、基金及び営造物の機関
5. 会計検査院又は州会計検査院の統制に服している企業（ただし、連邦、州若しくは自治体による当該企業への出資が単独で、若しくは会計検査院の所管に属する他の法的主体の出資と合わせて、基本資本金、基礎資本金若しくは自己資本の50パーセント以上となる場合、連邦、州若しくは自治体が単独で、若しくは会計検査院の所管に属する他の法的主体と共同して、財政的な措置若しくはその他の経済的な措置若しくは組織に関する措置によって当該企業を事実上支配している場合又は当該企業がこの号に規定する要件を満たす企業により、この号に規定する支配関係の下に置かれている場合に限る。）

第2条 定義

- (1) この連邦法律にいう情報とは、機関の活動分野、財団、基金若しくは営造物の事業分野又は企業の事務分野における記録（形式を問わない。）であって、これらの機関等の下に存し、かつ、これらの機関等において利用可能であり、公的機関又は企業の目的に資するものをいう。
- (2) この連邦法律にいう一般的な利益を有する情報とは、一般の人々の集団に影響し、又は当該集団にとって重要である情報（特に、事務分掌規程、事務手続規程、活動報告書、公報、

(24) 第6条第1項第5号、第7条第3項等に、特に限定や説明もなく、単に「機関 (Organ)」と規定されている場合がある。この法律には、この点に関する略称規定がないが、これらの規定における「機関」とは、第1条第1号から第5号までに掲げる機関を指すものと解すべきであると考えられる。

(25) 前掲注(11)参照。

公的な統計、情報提供義務を有する官署によって作成され、又はその委託により作成された調査報告書、専門的鑑定書、アンケート、意見表明及び契約）をいう。10万ユーロ⁽²⁶⁾以上の価額に関する契約（2018年連邦調達法（BvergG 2018, 連邦法律公報第I部第65/2018号）第13条から第18条まで）は、いずれの場合であっても一般的な利益を有する。

第3条 所管

- (1) 一般的な利益を有する情報の公開については、当該情報を作成し、又は〔その作成を〕委託した機関が所管する。当該情報の同一の写しが存する場合には、当該写しの参照元となった版のみを公開しなければならない⁽²⁷⁾。
- (2) 情報へのアクセスの許可については、当該情報が自らの活動分野又は事務分野に属する機関であって、当該情報を提供する義務を有するものが所管する。
- (3) この連邦法律に規定する情報提供は、自治体及びその他の自治行政団体が固有の活動分野の事務として処理しなければならない案件において行われる限りにおいて、固有の活動分野の事務として処理されなければならない。

第2章 情報提供義務

第4条 積極的な情報提供義務

- (1) 一般的な利益を有する情報は、連邦行政又は州行政の事務の処理を委託された機関、通常裁判を行う機関、行政裁判所、最高行政裁判所及び憲法裁判所により、秘密保持（第6条）に服さない範囲及び期間において、かつ、当該情報について一般的な利益が想定され得る期間において、できる限り速やかに、全ての者にアクセス可能な方法及び態様で、インターネットで公開し、及び提供しなければならない。人口5,000人未満の自治体は、公開の義務を負わないが、この規定に基づき、当該情報を公開することができる。
- (2) **（憲法規定）**⁽²⁸⁾ 一般的な利益を有する情報へのアクセスは、連邦行政又は州行政の事務の処理を委託された機関により、電子的な中央登録簿（情報登録簿）により実現されなければならない。情報登録簿の細則については、連邦法律で定める。

第5条 情報登録簿

- (1) 一般的な利益を有する情報は、連邦行政又は州行政の事務の処理を委託された機関により、メタデータ登録簿としての情報登録簿を通じて、www.data.gv.at のアドレスにおいてアクセス可能としなければならない。当該情報は、当該情報登録簿から、無料で、かつ、基本的に常時呼出可能な状態で利用に供しなければならない。当該情報登録簿は、定期的に更新されなければならない。最終更新日時は、インターネットにおいて、当該情報登録簿のサイトで示さなければならない。

(26) 1ユーロは約166円である（令和7年8月分報告省令レート）。

(27) 第3条第1項第2文は、複製が存在し、その複製を他機関が保管している場合であっても、他機関ではなく、原本を作成した機関が公開義務を負うという趣旨の規定である。これにより、複数の機関が情報登録簿（第4条）に同一の情報を公開するという重複を避けることができる。2420 der Beilagen zu den Stenographischen Protokollen des Nationalrates XXVII. GP, *op.cit.*(4), S.18; Miernicki, *op.cit.*(5), S.104.

(28) オーストリア憲法は、中核となる連邦憲法のほか、憲法法律（Verfassungsgesetz）と称される憲法と同位の複数の成文法、通常法律中の憲法と同位の規定並びに憲法と同位の条約及び条約中の規定により構成される。このうち、通常法律中の憲法と同位の規定は、当該法律において「（憲法規定）」と明示されることになっている。

- (2) 当該情報は、情報提供義務を有する官署にとって過剰な負担を伴わない限りにおいて、技術的な能力及び目的適合性に応じて、更なる利用のために適した形式及び言語で、かつ、ウェブアクセス法(WZG, 連邦法律公報第 I 部 59/2019 号)第 2 条及び第 3 条の規定に従い⁽²⁹⁾、バリアフリーの方法で公開されなければならない。検索（少なくともメタデータの個別の項目による検索又は複数項目を掛け合わせた検索）を可能としなければならない。
- (3) 連邦財務大臣⁽³⁰⁾は、情報提供義務を有する官署による使用を目的として、必須のメタデータ項目及び選択的なメタデータ項目を設けた書式を、インターネットにおいて、www.data.gv.at のアドレスで公開しなければならない。各々の情報には、当該書式において、識別子、作成日⁽³¹⁾、題名、説明⁽³²⁾、分類、索引語、[当該情報への] リンク、データに責任を負う公表官署、ライセンス及び言語というメタデータを記載しなければならない。他の情報へのリンク、英語又は民族集団⁽³³⁾の言語による題名及び説明、データに責任を負う官署の連絡先、公開日時、有効期限並びに利用条件というメタデータを記載することができる。その他の選択的に記載すべきメタデータを当該書式に用意することができる。
- (4) 有限会社連邦計算機センター (BRZ GmbH) は、この情報登録簿に関する法律上の情報処理受託者であり、同センターは、他の情報処理受託者を使用することができる。
- (5) 当該情報登録簿が利用可能となったことは、連邦財務大臣によって、連邦法律公報第 I 部において公示される。

第 6 条 秘密保持

- (1) 次に掲げる理由又は目的により必要とされ、かつ、[情報の付与の利益との関係で] 均衡している範囲及び期間において、法律が別に定めない限り、情報は、公開するものと決定されず、また、申請に基づきアクセス可能とされることもない。
1. [欧州] 統合政策上又は外交政策上のやむを得ない理由（特に、直接適用される欧州連合法の規定も根拠とする場合又は国際法上の義務の遵守も目的とする場合）
 2. 国の安全

(29) ウェブアクセス法 (Web-Zugänglichkeits-Gesetz, BGBl. I Nr. 59/2019) 第 2 条及び第 3 条は、公共機関のウェブサイト等が満たすべきバリアフリー (Barrierefreiheit) の要件について定めている。なお、同法第 3 条に参照先として言及のある、欧州の規格について定める欧州議会・理事会規則 1025/2012 号のドイツ語版の前文第 22 項中の「Barrierefreiheit」は、英語版では「accessibility」となっている。

(30) 国民議会議員から連邦財務大臣に提出された質問書に対する 2024 年 12 月 23 日の同大臣の回答書 (32/AB vom 23.12.2024 zu 6/J (XXVII. GP)) によると、情報登録簿の所管は、1986 年連邦省法の 2024 年の改正 (Bundesgesetz, mit dem das Bundesministeriengesetz 1986 geändert wird (Bundesministeriengesetz-Novelle 2024), BGBl. I Nr. 44/2024) により、連邦財務省から連邦首相府に移管されたとされる。この改正法により、1986 年連邦省法のうち、各省の所管事項を列挙する第 2 条に関する附則について、従来、連邦財務省の所管とされていた「デジタル化 (Digitalisierung)」が同省の所管事項 (附則第 2 部 F) から削除され、連邦首相府の所管事項 (同部 A) に追加された。ただし、この改正法では、情報自由法の改正は行われていない。したがって、連邦財務大臣について規定する情報自由法第 5 条第 3 項及び第 5 項並びに第 19 条については、制定時の文言に従った翻訳とした。

(31) 「作成日 (Erstellungsdatum)」とは、メタデータセットが作成された日時又は更新された日時をいう。2420 der Beilagen zu den Stenographischen Protokollen des Nationalrates XXVII. GP, *op.cit.*(4), S.18.

(32) 「説明 (Beschreibung)」とは、情報の内容に関する短い記述をいう。 *ibid.*

(33) 「民族集団 (Volksgruppen)」とは、民族集団法 (Volksgruppengesetz, BGBl. Nr. 396/1976 idF BGBl. Nr. 575/1976 (DFB) und BGBl. I Nr. 194/1999 (DFB)) 第 1 条第 2 項の定義によると、「連邦領土の一部に居住し、定住するドイツ語を母語とせず、独自の民族的アイデンティティを有するオーストリア国民の集団」をいう。具体的には、クロアチア人、スロヴェニア人、ハンガリー人、チェコ人、スロヴァキア人及びロマである。„Volksgruppen.“ オーストリア首相府ウェブサイト <<https://www.bundestkanzleramt.gv.at/themen/volksgruppen.html>>

3. 包括的国防
4. 公共の秩序及び安全の維持
5. 次に掲げるような機関の行為又は措置等に関する、滞りのない適法な意思形成及びその直接的な準備という意味での意思決定の滞りのない準備
 - a) 連邦大統領、連邦政府、連邦大臣、政務次官、州政府、州政府の個々の構成員及び州知事、郡行政官庁、自治体の機関並びにその他の自治行政団体の機関の行為
 - b) 官庁若しくは裁判所における手続、機関の監査⁽³⁴⁾又はその他の措置並びに議事、審議及び表決の法的信頼性の保護
6. 機関、領域団体又はその他の自治行政団体の経済的又は財政的な甚大な損害の回避
7. 次に掲げるような他者の優越する正当な利益の保護
 - a) 個人データの保護に対する権利
 - b) 職業上、業務上又は営業上の秘密
 - c) 銀行業上の秘密（銀行業法（連邦法律公報第 532/1993 号）第 38 条⁽³⁵⁾）
 - d) 編集上の秘密（メディア法（連邦法律公報第 314/1981 号）第 31 条⁽³⁶⁾）
 - e) 当事者の知的財産に対する権利の保護⁽³⁷⁾

この目的のために、一方における情報の付与（特に表現の自由の行使）と他方における情報の秘密の保持という考慮すべき全ての利益を相互に比較衡量しなければならない。

- (2) 第 1 項に規定する要件が情報の一部分にのみ該当する場合には、当該部分のみが秘密保持の対象となる。

第 3 章 手続

第 7 条 情報提供の要求、適用すべき法

- (1) 情報へのアクセスは、書面、口頭又は電話により、技術的に可能な形式で、かつ、所定の形式で申請することができる。
- (2) 情報は、できる限り正確に特定しなければならない。当該申請において要求された情報の内容及び範囲が十分に明確となっていない場合には、申請者に対し、口頭又は電話で行われた申請の内容を書面で説明することを求めることができる。
- (3) 処理が自らの所管外である申請を機関が受理した場合には、当該機関は、不要な遅延を伴わずに所管の官署に当該申請を回付し、又は申請者に対し当該官署を案内しなければならない。
- (4) 情報提供の申請に関する手続は、2008 年行政手続法導入法（EGVG, 連邦法律公報第 I 部

(34) 法案説明書では、監査（Prüfung）に関連して、「会計検査院や護民官の監査又は統制・監督活動」といった例が挙げられている。2420 der Beilagen zu den Stenographischen Protokollen des Nationalrates XXVII. GP, *op.cit.*(4), S.20.

(35) 銀行業法（Bankwesengesetz, BGBl. Nr. 532/1993）第 38 条は、融資機関の従業員等に対し、顧客との関係等を根拠にする場合に限りアクセスすることができる秘密の情報を「銀行業上の秘密（Bankgeheimnis）」と規定し、その公表又は利用を禁止している。

(36) メディア法（Mediengesetz, BGBl. Nr. 314/1981）第 31 条は、メディア企業の所有者・従業員等に対し、刑事裁判等において寄稿者、情報提供者等の身元などの情報源を秘匿する権利を保障している。

(37) 個人による情報へのアクセスの保障の場合と異なり、積極的な情報提供義務との関係では、知的財産に対する権利、すなわち、著作権等の保障が絶対的に優先されるため、情報提供義務を負う官署は、義務の履行のため、著作権者等から許諾を得よう努力しなければならないと指摘されている。Miernicki, *op.cit.*(5), S.161.

第 87/2008 号) 第 I 条第 2 項第 1 号に規定する官庁の手続⁽³⁸⁾ とする。

第 8 条 期限

- (1) 情報へのアクセスは、不要な遅延を伴わず、申請の受理から 4 週間以内に、所管の機関において許可しなければならない。当該情報が秘密保持に服する場合 (第 6 条) には、申請者に対し同一の期限内にアクセスの不許可を通知しなければならない。
- (2) 特別の理由により、又は第 10 条に規定する場合において、第 1 項に規定する期限内に情報へのアクセスを許可することができないときは、当該期限を更に 4 週間延長することができる。第 1 項に規定する期限内に、申請者に対し、理由を記載した上で、この期限の延長について通知しなければならない。

第 9 条 情報提供

- (1) 情報に対しては、可能性に応じて、要求された形式で、当該形式をとらない場合には適切な形式⁽³⁹⁾ で、できる限り直接アクセスすることができるようにし、いずれの場合においても対象となる情報を付与しなければならない⁽⁴⁰⁾。既に公開された情報又はより容易に他の方法でアクセスすることが可能な情報を案内することは許される。
- (2) 申請された情報の一部にしか情報提供に対する権利が及ばない場合 (第 6 条第 2 項) には、可能な範囲内で、かつ、過剰な負担を伴わない範囲内で当該情報を付与しなければならない。
- (3) 明らかに「権利を」濫用して情報提供の申請が行われている場合には、又は情報の付与が機関の他の活動に重大かつ過大な障害をもたらすおそれがある場合若しくはこのようなおそれがある限りにおいて、当該情報へのアクセスを許可してはならない。

第 10 条 当事者

- (1) 情報の付与が他者の権利に介入する⁽⁴¹⁾ 場合 (第 6 条第 1 項第 7 号) には、所管の機関は、当該情報の付与前に、可能な範囲内で、その者の意見を聞かなければならない。当事者が情報の付与に反対の意思を表明したにもかかわらず、又は当事者の意見が聞かれなかったにもかかわらず、当該情報が付与された場合には、可能な範囲内で、情報の付与が行われたことについて当事者に対し書面で通知しなければならない。
- (2) 第 7 条に規定する申請が申請者の個人的な利益に基づいて行われているだけではなく、こ

(38) オーストリアには、行政手続に関する法律として、1991 年一般行政手続法 (Allgemeines Verwaltungsverfahrensgesetz 1991, BGBl. Nr. 51/1991)、1991 年行政刑法 (Verwaltungsstrafgesetz 1991, BGBl. Nr. 52/1991) 及び 1991 年行政執行法 (Verwaltungsvollstreckungsgesetz 1991, BGBl. Nr. 53/1991) の 3 本があり、どの場合にどの法律を適用するかを行政手続法導入法が規定している。同法第 I 条第 2 項第 1 号は、行政官庁における「官庁の手続 (behördliches Verfahren)」については、1991 年一般行政手続法を適用することを規定している。

(39) 法案説明書によれば、「適切な (tunlich) 形式」とは、情報提供の要求の形式に適合したものをいうと解説されている。例えば、電子メールで申請が行われた場合には、電子メールでの回答を優先することが「適切」とされ、2420 der Beilagen zu den Stenographischen Protokollen des Nationalrates XXVII. GP, *op.cit.*(4), S.22.

(40) 「対象となる情報 (Information im Gegenstand) を付与」という文言について、法案説明書は「これ (要求された情報 (Information)) に関する情報 (Auskunft darüber) を提供する」と言い換えて説明している。連邦憲法旧第 20 条第 4 項で規定されていた「情報提供 (Auskünfte)」に関連し、「Auskunft (情報提供)」とは、「Akteneinsicht (文書の閲覧)」のような直接的な情報提供と異なり、文書に含まれている情報内容の提供を意味するという有権解釈がなされていた。Bernd Wieser, „Art 20/4,“ Korinek und Holoubek, Hrsg., *op.cit.*(12), S.18-19. 第 9 条第 1 項第 1 文の趣旨は、情報の提供に関しては、できる限り直接的な提供が望ましいが、要求された情報内容の提供が保障されているのであれば、間接的な提供の方法でもよいということである。Miernicki, *op.cit.*(5), S.190.

(41) 「介入する」の原語は、eingreifen であり、「侵害する」と訳される場合もあるが、権利の侵害である場合には、情報の提供を行うべきではないと考えられるため、主としてドイツ法の研究分野で、しばしば「eingreifen」について用いられる「介入」という訳語をここでは選択した。

れによって人の権利及び基本的な自由の保護に関する条約（連邦法律公報第 210/1958 号）第 10 条又は欧州連合基本権憲章（2010 年 3 月 30 日欧州連合官報第 C83 号、389 頁）第 11 条に規定する情報アクセス権が主張されている場合において、これらの規定に基づき当事者への意見聴取又は通知の取りやめが求められるときは、これらを取りやめなければならない。

第 11 条 権利保護

- (1) 情報へのアクセスが許可されなかった場合には、情報提供義務を負う機関は、当該情報の提供を求めた者の書面による申請に基づき、当該申請の受理から 2 か月以内に、不許可について処分を行わなければならない。
- (2) この処分について不服が申し立てられた場合には、又は不作為に対する不服⁽⁴²⁾の場合も同様に、行政裁判所は、2 か月以内に裁判しなければならない。不服に対する仮決定（行政訴訟手続法（VwGVG, 連邦法律公報第 I 部第 33/2013 号）第 14 条）の期限⁽⁴³⁾は、3 週間とする。同法第 16 条第 1 項の規定⁽⁴⁴⁾は適用せず、官庁は、行政裁判所に対し、行政手続に関する文書を添付し、遅滞なく当該不服を提出しなければならない。
- (3) 情報へのアクセスを許可しなかったことが違法である場合には、行政裁判所は、アクセスを許可すべきであること及び許可される範囲を示さなければならない。

第 12 条 手数料

- (1) この連邦法律の規定に基づく請求（情報提供の要求）、情報付与の申請⁽⁴⁵⁾及び情報付与に関する手続のためのその他の申請、情報提供並びに処分については、1957 年手数料法（連邦法律公報第 267/1957 号）の規定に基づき連邦行政負担金及び手数料が免除される。
- (2)（憲法規定） この連邦法律の規定に基づく要求（情報提供の要求）、情報付与の申請及び情報付与に関する手続のためのその他の申請、情報提供並びに処分については、州及び自治体の行政負担金が免除される。

第 4 章 私的主体の情報提供義務

第 13 条 連邦行政又は州行政の事務の処理を委託されていない財団、基金、営造物及び企業

- (1) 会計検査院又は州会計検査院の統制に服している財団、基金、営造物及び企業（第 1 条第 5 号）並びにこれらの主体の決定に対する権利保護については、これらの主体に連邦行政又は州行政の事務の処理が委託されていない限りにおいて、以下の規定に従った上で、この

(42) 「不作為に対する不服（Säumnisbeschwerde）」とは、官庁が決定を行う義務を履行しなかった場合に申し立てる不服である（連邦憲法第 132 条第 3 項）。

(43) 行政裁判手続法第 14 条第 1 項では、不服に対する仮決定（Beschwerdevorentscheidung）として、処分を下した行政官庁による処分の取消し若しくは変更又は不服申立ての却下若しくは棄却という 4 つの措置が規定されている。同項によれば、行政官庁はこれらの措置を 2 か月以内にとることができることとされているが、この情報自由法第 11 条第 1 項の規定により、その期限は 3 週間に短縮されることになる。行政裁判手続法第 15 条第 1 項によると、当事者は、仮決定の送達後 2 週間以内に、仮決定を行った官庁に対し、不服申立てに関する裁判を行政裁判所で行うよう申し立てることができる。

(44) 行政裁判手続法第 16 条第 1 項は、不作為に対する不服が申し立てられた場合、当該行政官庁が 3 か月以内に処分を行うことができることを規定している。情報自由法第 11 条第 2 項により、この規定の適用が排除されるため、直接、行政裁判所における裁判手続に入ることとなる。

(45) この条では「請求（情報提供の要求）（Anbringen (Informationsbegehren)）」と「情報付与の申請（Anträge auf Informationserteilung）」が別に規定されているが、これらは同義であるとの指摘がある。Miernicki, *op.cit.*(5), S.229.

連邦法律第3章の規定が準用される。

- (2) 第6条の規定の準用により、又は第1項に規定する主体の競争力の阻害を回避するために必要とされる範囲及び期間において、情報は、アクセス可能とされることがない。
- (3) 株式取引所に上場している会社及び法的には独立しているが、出資又はその他の方法でこれらの会社からの直接的又は間接的な影響下にある企業（非独立企業）は、この連邦法律に規定する情報提供義務から免除される⁽⁴⁶⁾。
- (4) [第1項に規定する主体に対する] 情報提供の申請は、書面によって行われ、この連邦法律に規定する申請として明記されなければならない。当該申請において、要求する情報を特定しなければならない。申請者の身元は、適切な形式で疎明されなければならない。

第14条 権利保護

- (1) 財団、基金、営造物及び企業が情報を付与しなかったことについては、これらの主体に連邦行政又は州行政の事務の処理が委託されていない限りにおいて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号の裁判所が裁判する。
 1. 連邦の機関若しくは当該機関により任命された者（人的共同体）が管理している財団、基金若しくは営造物又は連邦による単独の出資若しくは会計検査院の所管に属する他の法的主体と共同の出資が基本資本金、基礎資本金若しくは自己資本の50パーセント以上である企業若しくは連邦が単独で、若しくは会計検査院の所管に属する他の法的主体と共同で、財政的な措置若しくはその他の経済的な措置若しくは組織に関する措置によって事実上支配している企業が情報を付与しなかった場合にあっては、連邦行政裁判所
 2. その他の場合にあっては、州行政裁判所

連邦行政裁判所の管轄でない法的事項⁽⁴⁷⁾については、当該財団、基金、営造物又は企業の本部がその所轄内にある州行政裁判所が地理的に管轄する。これによって管轄が決定されない場合には、ウィーン州の行政裁判所が地理的に管轄する。
- (2) 要求した情報が付与されなかった場合には、当該情報の提供を求めた者は、情報付与のための期限の満了後4週間以内に行政裁判所による争訟の裁判を求める申立てを行うことができる。この期限が徒過した場合において、予見し得ない事故若しくは避け難い事故により期限の遵守が妨げられ、このことについて自らに責任がないこと若しくは過失の程度が軽微にすぎないことをその者が疎明したときは、その者の申請に基づき、原状回復を許可しなければならない。1991年一般行政手続法（AVG, 連邦法律公報第51/1991号）第71条第2項から第7項まで及び第72条第1項の規定⁽⁴⁸⁾を準用する。
- (3) 行政訴訟手続法第2条、第4条から第6条まで、第8a条、第17条、第21条、第23条から第26条まで、第28条第1項、第29条から第34条まで及び第4編の規定⁽⁴⁹⁾を、この条に規定する手続に準用する。

(46) こうした企業が除外される理由については、前掲注(16)参照。

(47) 第2号の場合を指す。

(48) 1991年一般行政手続法第71条第1項は、期限の徒過又は口頭弁論への出席を怠った場合について、一定の要件を満たす当事者に対し原状回復を許可することを規定している。同条第2項以下は、当事者による許可の申請方法を規定し、第72条第1項は、申請が許可された場合に、裁判手続等が期限の徒過又は予定されていた口頭弁論の前の状態に回復することを規定している。

(49) 行政裁判における裁判体の構成、司法共助、口頭弁論の手続、裁判（判決、決定等）の方法などに関する規定である。

- (4) 第2項に規定する申立てには、次の事項を記載しなければならない。
1. 情報提供の要求及びこの要求にどの範囲で合致していなかったかの説明
 2. 財団、基金、営造物又は企業の名称
 3. 情報を付与しなかったことが違法であるとする主張の理由
 4. 情報付与のための期限が過ぎたかどうか及び申立てが適時に提出されたかどうかを判断するために必要な事項
- (5) この申立て及び手続における見解は、直接、行政裁判所に提出しなければならない。
- (6) 行政裁判所は、財団、基金、営造物又は企業に対し、この申立てを通知し、その際に口頭弁論の日程が設定されていない場合には、これらの主体に対し、見解を表明する機会を提供しなければならない。
- (7) 手続の当事者は、申立人及び情報提供を要求された財団、基金、営造物又は企業とする。
- (8) 行政裁判所は、申立ての受理から2か月以内に当該申立てについて裁判しなければならない。情報へのアクセスを許可しなかったことが違法である場合には、行政裁判所は、アクセスを許可すべきであること及び許可される範囲を示さなければならない。財団、基金、営造物又は企業は、この法的事項において自ら利用することができる法的手段により、遅滞なく、行政裁判所の法理解に適合する法的状況を創出する義務を負う⁽⁵⁰⁾。

第5章 助言及び支援

第15条 データ保護庁

- (1) (憲法規定) データ保護庁は、情報の自由の執行について、データ保護法制の観点から手引を提供し、及び研修を実施することにより、情報提供義務を負う機関又は施設に対し、助言及び支援を行う。
- (2) データ保護庁は、この法律の適用状況を評価しなければならない。同庁は、公衆に対し、この法律に規定する自らの活動について情報を提供する。

第6章 末尾規定

第16条 他の法規定との関係

他の連邦法律又は州法律で、情報へのアクセスの規則について別に定める限りにおいて、又は特別の公的な電子登録簿が作成されている限りにおいて、この連邦法律は適用されない。

第17条 参照

この連邦法律において、他の連邦法律への参照が指示されている限りにおいて、当該連邦法律は、その時点で有効である法文で適用されなければならない。

第18条 言語上の同一の扱い

この連邦法律で使用されている自然人の名称に関する限りにおいて、選択された形式は、

(50) 行政裁判所が情報を付与すべきであると判断した場合において、企業等がこの判断に従わなかった場合には、1991年行政執行法第5条の規定に基づき、罰金又は最長1年の拘禁が科される。2420 der Beilagen zu den Stenographischen Protokollen des Nationalrates XXVII. GP, *op.cit.*(4), S.25.

性別にかかわらず適用される。特定の人物へのこの名称の使用に際しては、それぞれ性別を特定した形式で使用しなければならない⁽⁵¹⁾。

第 19 条 執行

- (1) この連邦法律の執行は、次の者に委託される。
 1. [第 2 号以下に掲げる場合を除き] 連邦政府又は州政府（ただし、情報を提供しなければならない案件の執行が州の事項である場合に限る。）
 2. 第 5 条に関しては、連邦首相（ただし、連邦財務大臣の了解を得るものとする。）
 3. 第 12 条に関しては、連邦財務大臣
 4. 第 15 条に関しては、連邦司法大臣
- (2) 実施のための命令の制定は、第 5 条に関しては連邦財務大臣の了解を得て連邦首相が、第 12 条に関しては連邦財務大臣が、その他の点に関しては連邦首相が行う。

第 20 条 施行及び失効に関する規定、経過規定

- (1) (憲法規定) 連邦法律公報第 I 部第 5/2024 号の連邦法律の文言による第 12 条第 2 項及び第 15 条第 1 項の規定は、2025 年 9 月 1 日に施行される。第 4 条第 2 項の規定は、第 5 条第 5 項に規定する情報登録簿が利用可能となったことの公示[があった月]の翌々月の経過後に施行される。
- (2) 第 5 条第 1 項から第 4 項までの規定は、第 5 条第 5 項に規定する情報登録簿が利用可能となったことの公示[があった月]の翌々月の経過後に施行される。連邦法律公報第 I 部第 5/2024 号の連邦法律の文言によるこの法律のその他の規定は、2025 年 9 月 1 日に施行される。データ保護庁は、遅くともこの期日の 3 年後までに評価の結果に関する報告書を作成し、及び連邦司法大臣に提出しなければならない。当該報告書は、連邦司法大臣により連邦政府に提出され、その後、国民議会及び連邦参議院に提出されなければならない。データ保護庁は、当該報告書を公衆に対しアクセス可能な状態にしなければならない。
- (3) 連邦法律公報第 I 部第 5/2024 号の連邦法律の文言による第 4 条第 1 項の規定は、一般的な利益を有する情報であって、2025 年 9 月 1 日以降に発生したもののみ適用されなければならない。これより前に発生したものについては、同項に基づいて公開することができる。

ファン・デア・ベレン
ネーハマー

(やまおか のりお)

(51) 例えば「申立人 (Antragsteller)」のように、男性形で規定されている規定であっても、女性の「申立人 (Antragstellerin)」にも適用され、具体的な適用の場面では、女性に対しては女性形の語を用いて適用しなければならないということである。